

基本 計画



2 農業

現状と課題

本村では夏季冷涼な気候を活かし、ホウレンソウやミニトマト、トルコギキョウなどを中心とした農作物の生産を行い、都市圏などの消費者に供給しています。

農業経営の基盤となる施設整備を実施したことにより、生産活動の効率的な運用と農業者の所得の向上に寄与することができ、新たな品目の産地化も図られました。しかし、全村的にみると、いまだ施設等の整備率はきわめて低く生産効率も低いため、継続して基盤整備に取り組む必要があります。あわせて、今後は生産技術向上などのソフト面におけるサポートにも取り組み、生産性の向上を図ることが重要です。

また、農業の担い手については、認定農業者※¹の育成をはじめ既存の生産組織に対する育成強化に取り組んできたものの、農業者の高齢化は著しく、若年層の就農者も少ない状況にあります。現状のままでは、農地の維持・管理が困難になることや農作業に関する労働力不足が懸念されるため、村出身者だけでなく村外も視野に入れた後継者・担い手の育成に取り組むとともに、過疎化や高齢化に伴う労働力不足を補うための対策を進めることで、新たな雇用の場の創出を含めた農業全体の振興を図っていくことが求められます。

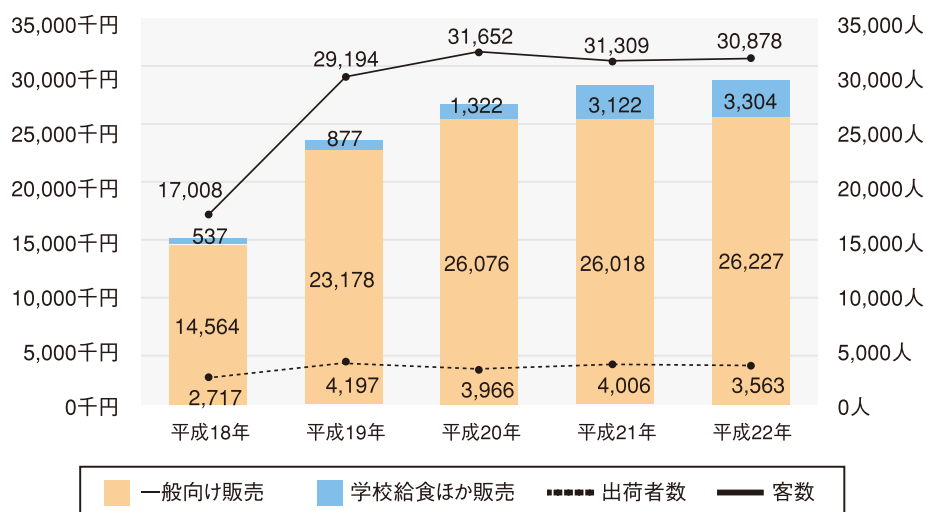
農作物の流通・販売については、JAと協力のもとに流通体系を維持しているものの、本村は地理的な条件から、いかに新鮮な農産物を消費者に届けるかということが今後も重要な課題の一つとなっています。

地域特産品加工については、むらおこしグループを中心に取り組んでいるものの、主となる職業との両立や会員の減少・高齢化により、計画的な生産が難しい状況にあります。現状のままでは、従来の加工品の製造や加工技術の継承が困難であるため、担い手の育成や組織強化を図っていく必要があります。また、消費者から求められる特産品を開発するため、物産センター、直売所、商店街と連携を密にし、地場産業の振興を図っていく必要があります。

※¹ 認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が認定する農業者。税制上の優遇措置や有利な条件での融資が受けられる。

食育※2・地産地消※3の振興については、近年、栄養の偏りや不規則な食生活、肥満や生活習慣病※4の増加、食の安全性、食の海外への依存、伝統的食文化の危機などの問題が深刻化しています。村民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現や食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関するさまざまな知識及び食を選択する判断力を身に付ける必要があります。そのため、農林水産業を通して地域の食を知ってもらうよう、関係機関・団体等と連携して食育・地産地消を推進していくことが必要です。

＜八菜館しいば店販売実績の推移＞



資料：農林振興課

- ※2 食育:食材・食習慣・栄養など、食に関する教育。
- ※3 地産地消:ある地域で収穫した農水産物をその地域内で消費すること。
- ※4 生活習慣病:動脈硬化・高血圧・悪性腫瘍・糖尿病・肺気腫や骨の退行性変化など、若い時からの生活習慣が原因で壮年期以降好発する病気の総称。成人病。

基本 計画



基本方針

魅力ある産業、雇用の場としての農業振興を図るため、生産基盤の整備を推進することはもちろんのこと、村内外を視野に入れた後継者・担い手の育成や、過疎化・高齢化に伴う労働力不足への対応に取り組むとともに、加工・販売・流通体制の整備を図ります。

また、生涯を通じた健全な食生活の実現や豊かな食文化の継承、農林水産業を通して地域の食を知ってもらえるよう、関係機関・団体等と連携して食育^{※1}・地産地消^{※2}の振興を図ります。

施策の体系



施 策

① 生産基盤整備と生産性向上

- 地形に応じた基盤整備の促進や、地域の特性を活かした作物の栽培を進めます。
- 農業生産技術向上に向けた支援を行い、農業者の生産性向上を図ります。
- 担い手への農地の集積や遊休農地の解消を推進し、農地の有効活用を図ります。

※1 食育:食材・食習慣・栄養など、食に関する教育。

※2 地産地消:ある地域で収穫した農水産物をその地域内で消費すること。

② 後継者・担い手の育成

- 認定農業者^{※3}制度を活用し、研修の実施や基盤整備の推進を行うなど、農業後継者として認定農業者の育成・支援に取り組みます。
- 将来の農業を担う青少年の育成を行うとともに、農業体験や農業を通じた交流人口^{※4}の増加により、新規就農者や後継者の育成を図ります。
- 生産組織の活動支援を行い、栽培技術の向上や組織の育成強化に取り組みます。

③ 販売・流通体制の整備

- 農産物の集出荷体制の整備を図るとともに、情報通信網の活用など販売・流通体制の強化に努めます。

④ 地場産業の振興

- 加工グループの組織強化や担い手（リーダー）の育成を図りながら、地元産品を活用した安全で個性ある商品の開発を支援し、地場産業の振興を図ります。

⑤ 食育・地産地消の振興

- 本村の特色ある食文化の伝承を図り、食育・地産地消推進活動への取り組みを推進します。



■ ほうれん草



■ 菜豆腐

※3 認定農業者:農業経営基盤強化促進法に基づいて市町村が認定する農業者。税制上の優遇措置や有利な条件での融資が受けられる。

※4 交流人口:観光、仕事、学習、消費などさまざまな動機で村を訪れる人口のこと。